

御浜町立小・中学校適正配置基本計画

～少子化を見据えた魅力ある学校づくりに向けて～

令和7年（2025年）3月

御浜町総合教育会議

— 目 次 —

| | |
|------------------------------------|-----------|
| I. 計画策定にあたって | … P2~P7 |
| 1 はじめに | |
| 2 計画の基本事項 | |
| (1) 計画の目的 | |
| (2) 計画の位置づけ | |
| (3) 計画期間 | |
| 3 町立小・中学校の現状と課題 | |
| (1) 人口の推移と将来人口の推計 | |
| (2) 児童生徒数の将来推計（課題1：少子化の急激な進行） | |
| (3) 防災上の課題（課題2：津波浸水区域・土砂災害特別警戒区域等） | |
| (4) 施設の状況（課題3：校舎等の老朽化・防災対策） | |
| 4 町内小・中学校の適正配置の必要性 | |
| II. 基本計画 | … P8~P17 |
| 1 町内小・中学校の規模及び学校数 | |
| (1) 規模の大きな小・中学校について | |
| (2) 規模の小さな小・中学校について | |
| 2 新校舎の建設及び校舎の位置 | |
| (1) 新校舎建設までの対応について | |
| (2) 新校舎での教育のあり方について | |
| (3) 小中一貫教育を推進するための環境整備について | |
| (4) 新校舎の建設場所に求められる条件について | |
| (5) 新校舎の建設候補地について | |
| 3 適正配置後の通学手段等 | |
| (1) 新校舎への通学について | |
| (2) 尾呂志学園小・中学校への現在の町内校区外からの通学について | |
| (3) スクールバス運行に係る費用について | |
| (4) 通学手段に係る今後の検討事項について | |
| 4 今後のスケジュール | |
| (1) 新校舎の建設について | |
| (2) 町内小・中学校の適正配置スケジュール | |
| III. 基本計画策定までの経緯 | … P18~P27 |

別冊：御浜町立小・中学校適正配置基本計画 資料集

I . 計画策定にあたって

1 はじめに

我が国の人口は平成 20 年をピークに減少傾向が続いており、平成 27 年には 75 歳以上人口が 0~14 歳人口を上回りました。少子高齢化の進行に伴い、児童・生徒の教育環境を充実するという視点から学校規模の適正化に向けた様々な取組が全国各地で行われています。

特に、本町の人口減少は、今後、急速に進行することが予想されており、この現実を受け止めた上で、厳しい状況の中にあっても、郷土に誇りを持ち、心豊かに生きがいを感じながら暮らすことのできるまちづくりを実現し、安全で安心な教育環境の整備と新しい時代に即した学校教育の充実が求められています。

学校教育では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であり、そのためには、一定数以上の児童生徒が在籍する学校規模の確保が必要となります。

一方で、山間部といった地理的な要因や学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情により、小規模校を存続させるという判断も尊重される必要があります。

教育委員会では、令和 3 年度から、「少子化を見据えた学校規模の適正化・適正配置」について、各学校運営協議会での協議や児童生徒、未就園児の保護者へのアンケート調査や説明会を実施するほか、町議会や地域の方々にもご意見の伺いながら協議、検討を重ねてきました。

これらの協議を踏まえ、令和 7 年 2 月に開催された総合教育会議において、本町における学校規模の適正化、適正配置に関する基本的な考え方、具体的な学校再編の時期や手法などをまとめた「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」を策定しました。

また、本計画を進めるにあたっては、さらなる教育環境の充実、魅力ある学校づくりを進めるための機会と捉え、児童生徒の郷土を愛する心の醸成と地域社会を支える人づくりに繋げていきたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、様々なご意見をいただいた町民の皆さまや保護者の皆さまをはじめ、慎重なご審議とご提案をいただいた総合教育会議の委員各位、計画策定に関わっていただいたすべての皆さまに心から感謝と御礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月 御浜町長 大畑 寛

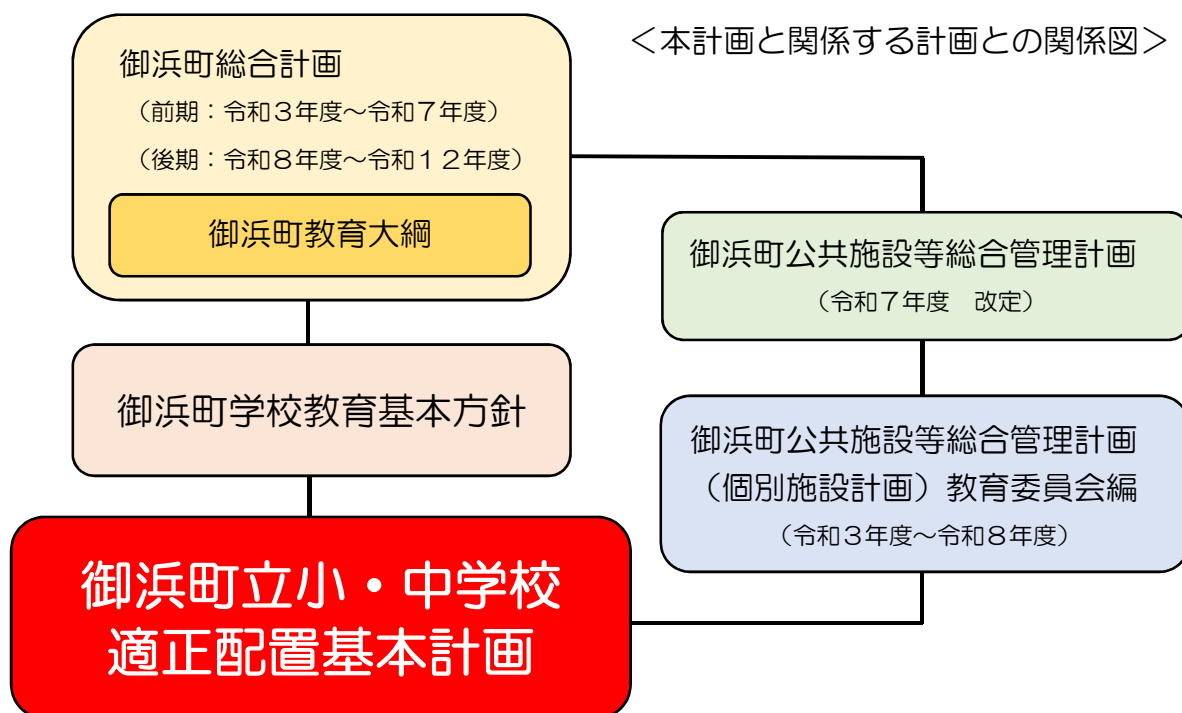
2 計画の基本事項

(1) 計画の目的

「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」（以下「本計画」という。）は、「御浜町の子どもたちにとって、より良い教育環境を実現するために、学校はどうあるべきか」という教育的な視点をもって、適正な学校規模及び配置についての基本的な考え方を示すとともに、その実現に向けた実施計画として策定します。

(2) 計画の位置づけ

- ① 「御浜町総合計画」、「御浜町教育大綱」及び「学校教育基本方針」に基づいた計画と位置付けます。
- ② 令和3年3月に策定した「御浜町公共施設等総合管理計画（個別施設計画）教育委員会編」については、今後の学校再編後の姿を考慮しながら、本計画に沿って見直しを図ります。



(3) 計画期間

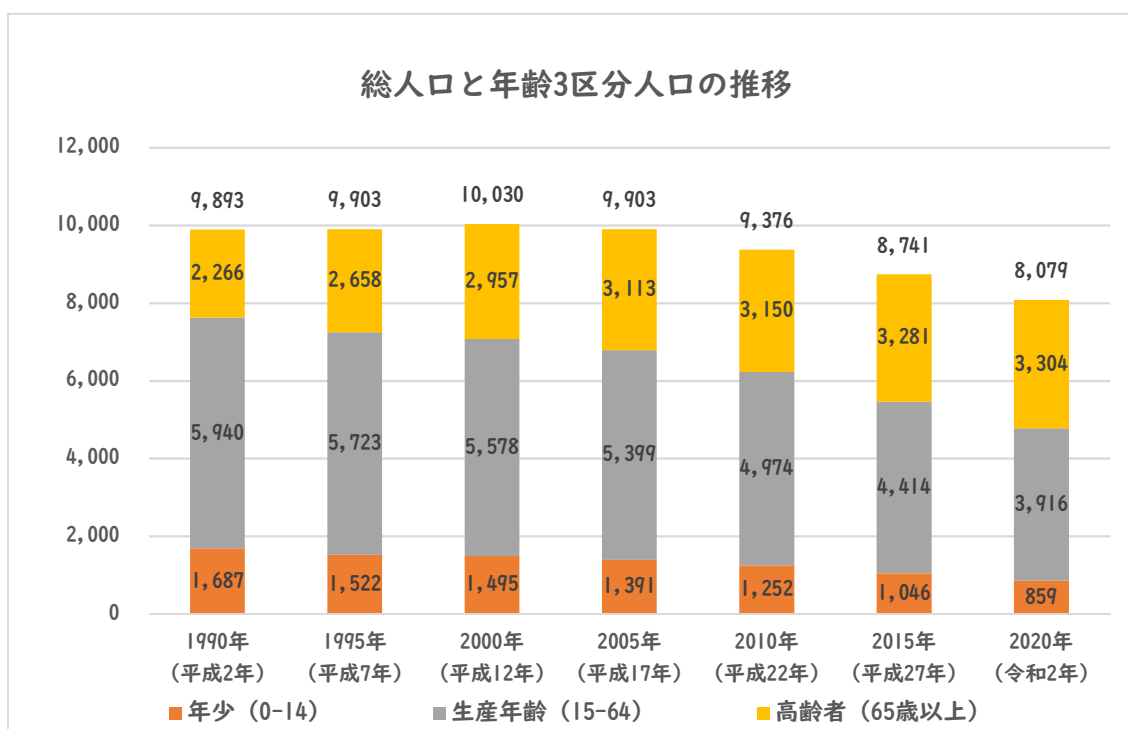
本計画は、令和8年度を初年度とする「御浜町総合計画（後期基本計画）」との整合性を図りつつ、少子化の進行・防災対策・校舎老朽化など諸課題の早急な対応が求められるため、1年早めて令和7年度から令和11年度（令和12年度当初からの開校）までの5年間とします。

3 町立小・中学校の現状と課題

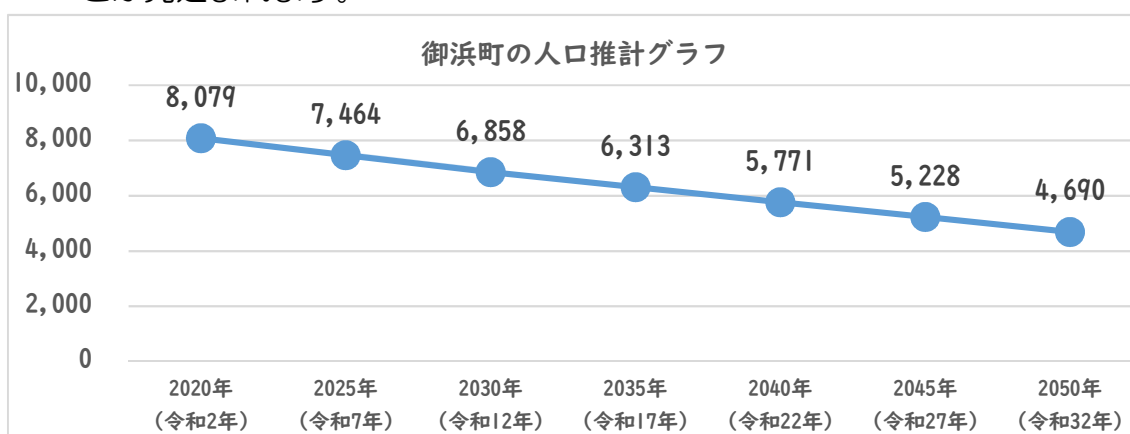
(1) 人口の推移と将来人口の推計

本町の人口は、平成2年から平成12年にかけて微増傾向で推移していましたが、それ以降は減少傾向に転じ、令和2年では8,079人となっています。

年齢3区分人口では、年少人口、生産年齢人口は、減少傾向で推移していますが、高齢者人口は、平成2年以降、増加傾向で推移しています。



本町の将来人口を国から提供されたワークシートをもとに推計した結果は、下記グラフのとおり、2050年には4,690人まで減少することが見込まれます。



出典：国勢調査及び「国立社会保障・人口問題研究所」提供のワークシート

(2) 児童生徒数の将来推計（課題1：少子化の急激な進行）

本町の小学校の児童数は、平成以降、平成元年度の745人をピークに減少を続け、令和6年度には、325人となっており、36年間で約56.4%減少しています。

また、中学校の生徒数も同様に、平成元年度の447人をピークに、令和6年度には、183人となっており、59.1%減少しています。今後もさらに、減少傾向が続く見込みとなっています。

①児童数の推計 ～児童数の減少～

| 年 度 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R6→R12 減少 人数(割合) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------|
| 児童数 | 325 | 307 | 280 | 257 | 238 | 223 | 198 | -127 (-39%) |

②生徒数の推計 ～生徒数の減少～

| 年 度 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R6→R12 減少 人数(割合) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------|
| 生徒数 | 183 | 182 | 187 | 169 | 166 | 148 | 156 | -27(-15%) |

③今後の小学校入学（予定）の児童数の推計 ～出生数の減少～

| | | | | | | | |
|---------|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 入学年度 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 出生年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 年令 (R6) | 現小1 | 6才 | 5才 | 4才 | 3才 | 2才 | 1才 |
| 出生数 | 53 | 46 | 33 | 22 | 39 | 30 | 28 |

①②③：令和6年5月現在 出典：教育委員会

(3) 防災上の課題（課題2：津波浸水区域・土砂災害特別警戒区域等）

本町の小・中学校は、御浜小学校を除く全ての学校（周辺）が、津波浸水区域や土砂災害警戒区域等の災害警戒箇所に想定されています。特に、阿田和小及び阿田和中学校では防災上の懸念が高まっております。保護者からは緊急的な対応が求められています。

- ①阿田和小：・敷地全体「(概ね) 浸水深 3～5m 未満の区域」
 ・敷地ぐるり「家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)」
 ・敷地南東側「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)」
 ＊敷地全体「(概ね) 津波最大浸水深 2～5m」

- ②阿田和中：・敷地南東部(自転車小屋裏側)及び体育館
 「土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域(急傾地)」
 ・進入口 T 字路付近「浸水深 1～3m 未満の区域」
 ・進入口 T 字路北西側「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)」
 ＊進入口 T 字路付近「津波最大浸水深 2～5m」

①②：令和6年5月現在 出典：防災ハザードマップほか

(4) 施設の状況(課題3：校舎等の老朽化・防災対策)

本町の学校施設(校舎)は、昭和30年代後半から昭和60年代にかけて集中して建築していることから、建築後40年以上経過した施設が全体の65%以上を占め、今後、老朽化した学校施設(校舎)の多くが更新時期を迎えます。

このような状況の下、施設更新には多額の投資的経費が見込まれており、安全・安心・快適な教育環境を確保するため、本町の人口規模や財政規模などを踏まえた学校施設の在り方が課題となっています。

町内小・中学校の耐震基準や建築年数

| | 神志山小 | 御浜小 | 阿田和小 | 尾呂志学園 | 御浜中 | 阿田和中 |
|------|-----------|------|------|-------|------|------|
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 | | | | | |
| 耐震基準 | 旧基準 | | | 新基準 | | |
| 耐震補強 | 耐震補強済 | | | 不要 | | |
| 建築年 | S41年 | S38年 | S45年 | H14年 | S62年 | S59年 |
| 建築後 | 58年 | 61年 | 54年 | 22年 | 37年 | 40年 |

令和6年5月現在 出典：教育委員会

4 町内小・中学校の適正配置の必要性

学校規模は、学習面だけでなく生活面や学校運営面など様々な面で、児童生徒をはじめとする学校に関わる全ての人に影響を与えます。現在、各学校ではそれぞれの規模に応じて、その特性を活かした特色ある様々な教育活動に前向きに取り組んでいます。

また、学校教育で必要とされることは、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨しながら思考力や表現力等を育むことです。保護者の意見の中にも、同様の意見も見られます。

教育委員会の責務としては、義務教育の公平性・機会均等の観点から、町内のどの学校であっても、教育水準や教育施設、設備、教員の配置等といった教育条件の整備、子ども達が豊かな学校生活を送るための教育環境について、公平に提供するよう努める必要があります。

本町の児童生徒数は、少子化の進行で年々減少している状況にあり、学校規模の小規模化が進んでいます。そのような中、小規模校では、地域とのつながりを活かした教育活動、教職員の目が一人一人の児童生徒に行き届きやすいなどの小規模校ならではのメリットを活かした教育活動を行っています。さらに、小規模校のデメリット解消のため、町内小学校間で交流授業を行ったり、ICTを活用して町外学校とオンライン交流を行うなど、各学校で様々な取組を行っています。

今後、更に小規模化が進んでいくと、各学校の取組だけでは、デメリットを克服することが難しくなることも予想されます。将来にわたって、児童生徒の良好な教育環境を確保していくためにも、学校区の見直しや学校統合によりクラス替えのできる1学年2クラス規模の学校の設置が求められます。

また、本町の学校施設（校舎）の多くが老朽化による更新時期を迎えておりますが、学校施設の更新や改修には多額の費用が必要となることから、場当たりの更新や改修は、財政的にも大きな負担となります。

したがって、将来にわたって、児童生徒の良好な教育環境を確保し続けられる学校規模の適正化・適正配置を考えていく必要があります。あわせて、魅力ある学校づくりを進めるための機会と捉え、児童生徒の郷土を愛する心の醸成と地域社会を支える人づくりに繋がる教育のあり方を検討していきます。

Ⅱ. 基本計画

1 町内小・中学校の規模及び学校数

今後も児童生徒数が減少していくという状況を踏まえ、子ども一人ひとりの個性やニーズに応じて学校を選択できるよう、町内の校区を自由化し、小学校・中学校ともに、それぞれ規模の大きな学校と小さな学校の2校ずつに統合します。

《町内小・中学校の規模及び学校数に関する具体策》

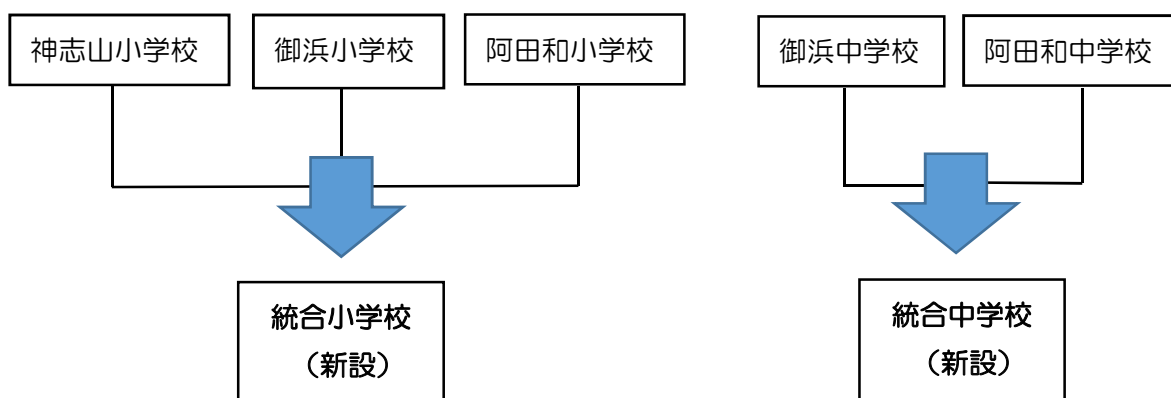
(1) 規模の大きな小・中学校について

阿田和小学校・阿田和中学校の2校は防災上の課題を抱えています。さらに、神志山小学校・御浜小学校・阿田和小学校の3校は校舎老朽化（建築後60年近い）が進行しており、御浜中学校についても大規模修繕や建替えに向けた検討が必要な時期（建築後40年近い）となっています。

また、保護者への説明会やアンケートからは「いじめの問題から子どもたちを守るためにも2校が必要である。（選択の必要性）」、「人数の多い学校に通わせたい。（切磋琢磨できる環境）」、「防災面での解決策を早急に検討する必要がある。」などといった意見が多く寄せられました。

規模の大きな小・中学校については、統合によるスケールメリットを活かし、クラス替えのできる1学年2クラス規模の学校とすることが必要であり、また、防災面での早急な対応を進めるための方策として、統合することとあわせて学校の位置を変更することが必要となります。

このような状況を踏まえ、神志山小学校・御浜小学校・阿田和小学校の3校、御浜中学校・阿田和中学校の2校をそれぞれ統合して規模の大きな小学校・中学校を設置します。

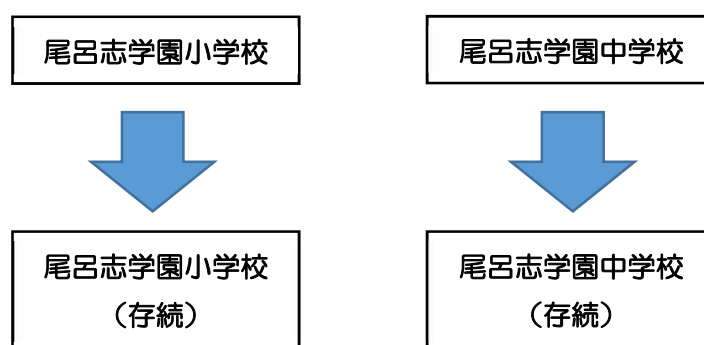


(2) 規模の小さな小・中学校について

尾呂志学園小・中学校の校舎は、平成14年に建築されており、校舎老朽化に関する課題が御浜町内で一番少ない校舎となっています。

また、保護者からは「いじめの問題から子どもたちを守るためにも2校が必要である。(選択の必要性)」、「大きな学校では合わなかった子どもが、尾呂志学園で丁寧に指導してもらうことで成長している。丁寧な指導を必要とする子どもの成長を保障するという観点からどうしても必要な学校である。」などといった、複数校の必要性や少人数での教育を望む意見が寄せられました。

このような状況を踏まえ、既存の尾呂志学園小・中学校（小中一貫型小学校・中学校）を存続します。



※小中一貫型小学校・中学校（施設併設型）

2 新校舎の建設及び校舎の位置

前述のように、阿田和小学校・阿田和中学校の2校は防災上の課題、神志山小学校・御浜小学校・阿田和小学校の3校は校舎老朽化の課題を抱えており、御浜中学校も大規模修繕や建替えの検討が必要な時期となっています。これらの町内小・中学校の防災上の課題や、校舎老朽化の課題に対応するために、新校舎の建設に取り組みます。

《新校舎の建設及び校舎の位置に関する具体策》

(1) 新校舎建設までの対応について

防災面での課題にはできるだけ早急に対応する必要があること、さらに、既存の校舎へ一時移転した場合の数多くの課題（教室の不足、校地の狭さ、一時移転に伴う財政面の負担など）を考慮に入れたとき、少子化の進行や校舎老朽化の課題もあわせて早急に対応する必要があります。

これらの状況を踏まえ、先に一時移転及び統合してから新校舎建設を進めるのではなく、できるだけ早急に新校舎を建設し、開校（新校舎の供用開始）と同時に統合する方法を選択します。

あわせて、新校舎の開校まで、各学校において継続して避難訓練や防災学習に積極的に取り組み、発災したときに適切な対応が取れるよう体制の整備や強化に取り組みます。

(2) 新校舎での教育のあり方について

御浜町には小中一貫教育（次ページ参照）を学校運営の柱として魅力化・特色化を図ってきた尾呂志学園小・中学校があります。この尾呂志学園小・中学校が長年にわたって培ってきた小中一貫教育の実践を参考に、新しく建設する規模の大きな小・中学校も小中一貫教育を推進して特色のある学校とし、学校の魅力を向上させます。

＝小中一貫教育の推進について＝

- 近年の全国的な教育行政の流れを見ると、中央教育審議会が令和3年1月に出した「令和の日本型学校教育の構築を目指して（答申）」には、「9年間を見通した新時代の義務教育のあり方」として、小学校高学年への教科担任制の導入や、小学校と中学校の学校段階間の連携強化などを打ち出しており、文部科学省においてもこの答申に基づいた施策を進めています。
- 平成27年度の学校教育法の改正により、全国的に小中一貫教育制度が整備され、学校基本調査によると令和5年度には義務教育学校が207校、小中一貫型小学校・中学校が1,541校と大きく増加しており、小中9年間を通した教育課程や指導体制、つまり小中一貫教育の推進は、これからの日本の義務教育のあり方として大きな注目を集めています。
- 統合して新しくできる学校には、町民の方の意見にもあるように、これからの若い子育て世代が住んでみたいと思ってもらえるような今後の御浜町の大きな魅力の一つになる可能性を秘めています。そのためにも、小中一貫教育に適した学校を建設し、尾呂志学園と合わせて御浜町全体の学校教育の魅力向上につなげたいと考えています。

《児童生徒にとってのメリット》

※小学校の教師が中学生の授業を、中学校の教師が小学生の授業を担当できる体制が整備され、多様な専門性を持つ教師から多様な指導を受けることができます。

※小学校と中学校の教師がお互いに児童や生徒の成長に継続して関わることができるため、中1ギャップの解消や小中9年間を見通した教育が推進できます。

※児童と生徒が連携や協力をして様々な活動に関わることで、児童にとっては生徒の行動力を模範とすることで自らの意欲の向上に、生徒にとっては児童に対する思いやりの深まりなど人権意識の向上につなげることができます。

《教師にとってのメリット》

※小学校と中学校を兼務することで、教師の授業の持ち時間の平準化が進み、教職員の働き方改革につなげることができます。（小中の教員免許が必要）

※子どもたちの成長に9年間継続して携わることにより、教科指導面では指導内容の系統性を明確にすることができ、また、生徒指導面でも中学校へ進学する際に児童生徒理解が途切れてしまうことがなく、小から中への継続した指導ができます。

(3) 小中一貫教育を推進するための環境整備について

少子化の進行・防災対策・校舎老朽化等の課題に対応するためにできるだけ早期に新校舎の建設を実現し、かつ小中一貫教育を推進して学校の魅力を向上させていくために、小学校・中学校別の建設ではなく、施設一体型の小学校と中学校を設置します。ただし、小・中学校ともに2クラス規模の学校を想定しているため、小学校と中学校の校舎は別棟もしくは別階、グラウンドや体育館なども児童生徒が利用しやすいよう、それぞれの独立性は一定担保する必要があります。

(4) 新校舎の建設場所に求められる条件について

新校舎は、防災上の課題を解消するために津波や土砂災害の被害を受ける可能性の低い高台の土地に建設する必要があります。また、小・中学校とも2クラス規模の小中一貫教育を推進する小学校と中学校を設置するための2校分の校地や、多目的利用のための広い駐車場が必要となるため、かなり広い面積の用地が必要となります。

この他にも、早期建設に向けて用地取得が容易な場所であること、スクールバスの安全な運行や児童生徒の登下校の安全性を確保するため、通学路の広さなど交通事情の良い場所であることや、町内の各地域に居住する町民のみなさんの地域感情や地域バランスなども考慮に入れて、できるだけ町内海岸部の中心付近で通学距離が極端に長くない位置であることが建設場所に求められる条件として考えられます。

これらの状況を踏まえると、

- ① 「防災面から高台にある土地」
- ② 「広い用地の確保」
- ③ 「用地取得の容易さ」
- ④ 「交通事情の良さ」
- ⑤ 「通学距離が極端に長くない（地域バランスの取れた）位置」

などの条件を満たす建設場所を新校舎の候補地として選定する必要があります。

(5) 新校舎の建設候補地について

このような条件を満たす新校舎の建設場所について、海岸部の近くにある「A. 志原地区（御浜中+周辺）」、「B. 市木地区（南平）」、「C. 阿田和地区（星山）」（次ページ【新校舎建設候補地】参照）を建設候補地として検討してきました。また、検討に当たっては次の2点を優先度の高い条件としました。

①「防災面から高台にある土地」

海拔 30m程度の土地の高さが必要

②「広い用地の確保」

40,000 m²程度の広さが必要

| 候補地 条件 | A. 志原地区 (御浜中+周辺) | B. 市木地区 (南平) | C. 阿田和地区 (星山) |
|-------------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ①高台 (優先) | 現在の御浜中は海拔およそ28m | 海拔 30m以上の高台にある | 海拔 30m以上の高台にある |
| ②広さ (優先) | 現校地だけではおよそ24,000 m ² しか確保できない | 40,000 m ² 以上の用地を確保できる | 40,000 m ² 以上の用地を確保できる |
| ③用地取得 | 用地の追加取得必要 *住宅地および農地 | 全用地の取得必要 *農地(住宅地はない) | 全用地の取得必要 *農地(住宅地はない) |
| ④交通事情 | 御浜中前の県道は整備されており、スクールバスの乗降も安全 | 阿田和方面からの町道が狭い(将来は県道開通予定) | 今後は県道開通予定、町道紀南病院線拡幅整備予定 |
| ⑤通学距離 | 阿田和方面からは遠距離 | 町内海岸沿いの中心付近 | 市木・志原方面からは遠距離 |

これらの3つの建設候補地について①～⑤までの条件を総合的に検討した結果、多くの児童生徒や町民にとって魅力のある学校を建設するために、「B. 市木地区（南平）」を建設候補地とします。

【新校舎建設候補地】

A. 志原地区
御浜中+周辺

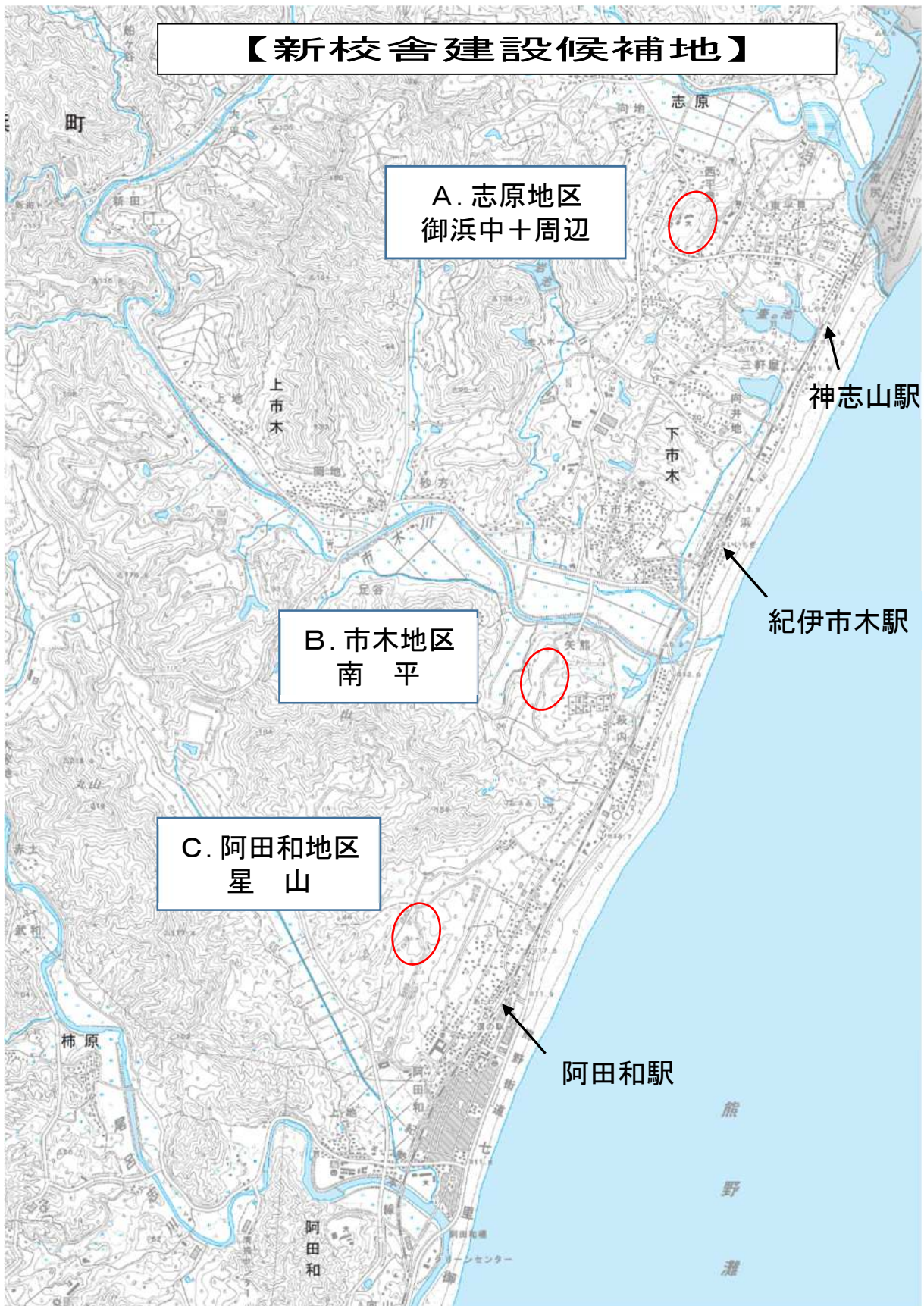
B. 市木地区
南平

C. 阿田和地区
星山

神志山駅

紀伊市木駅

阿田和駅



3 適正配置後の通学手段等

適正配置後は、通学距離がこれまでより長くなることが想定されるので、通学のスクールバスを運行します。また、スクールバスを運行する場合は、できるだけ保護者に経済的負担をかけないように配慮します。

《適正配置後の通学手段等に関する具体策》

(1) 新校舎への通学について

| 区分 | 通学方法 |
|-------------|---|
| 児童 (小学校) | 徒歩通学を基本とし、通学距離がおおむね2～3km 以上の児童はスクールバス通学の対象とします。 ※今後も本計画を具体化する段階で、徒歩通学の距離はおおむね2km までに短縮できるよう検討を進めます。 |
| 生徒 (中学校) | 自転車通学を基本とし、通学距離がおおむね4～5 km以上の生徒はスクールバス通学を選択できることにします。 ※今後も本計画を具体化する段階で、自転車通学の距離がおおむね4km 以上の生徒はスクールバスも選択できるよう検討を進めます。 |

※スクールバスを利用した場合も、通学時間はおおむね 30 分以内とします。

※乗降場所は児童生徒の安全が確保できる場所（拠点となる乗降場所）とします。

【拠点となる乗降場所の例】

山地コミュニティセンター、阿田和小学校、中央公民館、御浜町役場、御浜中体育館前駐車場、尾呂志学園駐車場、神木公民館などから、適切な乗降場所を何か所か設定します

(2) 尾呂志学園小・中学校への現在の町内校区外からの通学について

| 区分 | 通学方法 |
|---------------------|---|
| 現在の町内校区外から通学する児童・生徒 | 現在の尾呂志学園小・中学校区（大字川瀬、大字栗須、大字上野、大字阪本、大字片川）外の町内から尾呂志学園小・中学校に通学する場合は、児童・生徒ともにスクールバス通学の対象とします。 |

(3) スクールバス運行に係る費用について

原則として保護者負担なしとします。

(4) 通学手段に係る今後の検討事項について

現在の西原・中立～阿田和小学校間のスクールバス路線も含めて検討を進めます。また、スクールバスの運行等については、今後の児童生徒数の減少など状況の変化に応じて、その都度必要な変更を行います。

4 今後のスケジュール

本計画の実現に向けたスケジュールは、早急な対応が求められるため、計画策定を1年前倒しするとともに、スケジュール全体の進行もそれぞれ1年前倒し、次の表のとおりに取り組みます。

(ただし、今後の状況の変化により変更となる場合もあります。)

(1) 新校舎の建設について

| 年度 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
|------------|--------|----|---------------------|----|-----|-----|-----------------------|--|
| 項目 | | | | | | | | |
| 適正配置基本計画 | ←1年前倒し | | | | | | | |
| 用地取得 | | → | | | | | 開校 新校舎 供用 開始 | |
| 用地造成 | | | | → | | | | |
| 基本設計 | | | → | | | | | |
| 実施設計 | | | | → | | | | |
| 校舎等建設工事 | | | | | → | | | |
| 第6次御浜町総合計画 | 前期基本計画 | | 後期基本計画 (R8~R12の5年間) | | | | | |

(2) 町内小・中学校の適正配置スケジュール

| 学校 | 年度 | R7 ~ R11 | 令和12年度 |
|----------|----|----------|-------------------------|
| 神志山小学校 | | → | } → 新〇〇小学校 3校統合・小中併設 |
| 御浜小学校 | | → | |
| 阿田和小学校 | | → | |
| 御浜中学校 | | → | } → 新〇〇中学校 2校統合・小中併設 |
| 阿田和中学校 | | → | |
| 尾呂志学園小学校 | | → | 尾呂志学園小学校 |
| 尾呂志学園中学校 | | → | 尾呂志学園中学校 |

Ⅲ. 基本計画策定までの経緯

《令和3年3月》

◎第6次御浜町総合計画前期基本計画における目標設定

- ・令和3年3月に策定された第6次御浜町総合計画前期基本計画に、急激な少子化や防災面での課題、さらに校舎の老朽化等の町内小中学校を取り巻く状況を受けて、次のように令和7年度までに「御浜町学校規模適正化計画（仮称）の策定」を目標とすることが定められた。

（第6次御浜町総合計画 P80）主要施策：（4）教育環境の充実

少子化を見据えた学校規模の適正化、適正配置については、保護者との意見交換や、各中学校区で設置された学校運営協議会等での議論を踏まえ、「御浜町学校規模適正化計画（仮称）」を策定するとともに、…

| 成果指標 | 【現状】令和元年度 | 【目標】令和7年度 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 御浜町学校規模適正化計画（仮称）の策定 | 未策定 | 策定済み |

*以下、「御浜町学校規模適正化計画（仮称）」を「適正化計画」と略する

《令和3年度》

◎学校運営協議会での議論を中心とした取組

- ・令和3年度はコロナ禍の影響で会議を開催できず、十分な議論ができない状況であったが、各学校運営協議会では代表者会や臨時会等でこの少子化を見据えた学校規模の適正化、適正配置に係る協議を継続していただいた。
- ・今後の御浜町の小中学校の在り方についてさまざまな意見が出されたが、やはり十分な議論の機会が持てなかったこともあり、今後の方向性を示すような意見を取りまとめるまでには至らなかった。
- ・このように十分に議論を深めることができない状況を踏まえて、上記の主要施策に示されたように、保護者の考えを丁寧に聞くべきという提案をいただいた。

《令和4年度当初》

◎保護者との意見交換を中心とした取組

- ・その提案を受けて、まず現在の小中学校・認定こども園保護者を対象に今後の御浜町の小中学校の在り方に関するアンケート調査を実施することとした。

- ・その際、各学校運営協議会において、この保護者アンケート調査の内容や取組方法について検討をいただき、次のような意見を反映することとした。
 - *アンケート対象を拡大し、未就園児の保護者にもアンケートを実施する
 - *基本的に1世帯1回の回答だが、小と中で意見が異なる場合など2回の回答も可能とする

《令和4年9月～10月》

◎保護者アンケート調査の実施

- ・小中学校・認定こども園保護者へのアンケート調査（9月）
- ・未就園児保護者へのアンケート対象の拡大（10月）
 - *15才以下の子どもを持つ町内のほぼすべての保護者が対象
- ・保護者、議会、区長・自治会長等へアンケート集計結果の配布・報告
 - ※保護者アンケート調査結果は「(別冊)資料集」の【資料1】参照
(この後の【資料0】についても資料集を参照してください)
- ・各学校運営協議会へアンケート集計結果の送付と協議の継続依頼
 - *次項の《令和4年度末》に計画した各地区の保護者説明会にも、各委員にオブザーバーとして参加いただくよう依頼

《令和4年度末》

◎各小学校区4会場での保護者説明会の開催

- ・各小学校区での保護者説明会を開催したねらい
 - *現在(将来)の直接の学校教育の受益者である小中保護者・認定こども園保護者・未就園児保護者対象に直接意見を聴き取る機会を持つ必要性
 - *アンケート結果から小学校区ごとに考え方やニーズが異なっていることが明らかになったため、さらに各地区別に保護者の意見や想いを聴き取る必要性
- ・日程・会場

| | |
|----------------------|-----------------|
| ※時間は、いずれも19:00～20:30 | |
| 2月8日(水) 御浜小学校 | 2月10日(金) 尾呂志学園 |
| 2月14日(火) 阿田和小学校 | 2月16日(木) 神志山小学校 |
- ・説明会の持ち方(説明内容等)
 - ① 町内の少子化・防災・校舎の老朽化等の課題(説明)
 - ② アンケート調査結果の分析結果(説明)
 - ③ 保護者からの意見聴取

- 各小学校区保護者説明会での意見の方向性・要望（概要）
 - * 御浜小学校区での保護者意見の方向性
 - 2校が必要 ○規模の大きい学校も必要
 - * 尾呂志学園小学校区での保護者意見の方向性
 - 規模の小さな学校が必要 ○丁寧な指導を求めている移住者に必要な学校
 - * 阿田和小学校区での保護者意見の方向性
 - 学校規模の適正化適正配置の検討とあわせて、防災面での課題解決に向けた方策の検討も必要
 - * 神志山小学校区での保護者意見の方向性
 - 児童数が極端に少ない状況の中、統廃合もやむを得ないという親の判断も
 - * 今後の方向性に関する意見・要望《複数の小学校区から》
 - 〔要望①〕 スクールバスの運行
 - 適正化を進めた場合、スクールバスは必要であること
 - 町負担で運行すること。（保護者に負担をかけないようにすること）
 - 〔要望②〕 全体的な方向性の提示と保護者意見を聞く機会の設定
 - （各地区によって保護者意見に大きな違いが見られたこともあり）町全体の今後の小中学校の在り方を考えるためにも、町全体としての方向性を示してほしい。そのうえで、保護者意見を聞く機会の設定をという要望も
- ※各地区説明会での主な保護者の意見等は【資料2】参照

《令和5年4月～5月》

- ◎「少子化を見据えた学校規模の適正化・適正配置に係る保護者説明会での保護者意見（概要）」の全保護者配布・アンケート調査の実施
- 全保護者に対して、各小学校区の視点だけではなく、町全体を見渡した将来の町内小中学校の在り方を検討してもらうため、各説明会での保護者意見（【資料2】）を配布し、改めてそれらの意見を踏まえたうえで、今後の町内小中学校全体の在り方に関する意見を聴く（アンケート調査）こととした。
- 《アンケート調査の主な意見》
- 少子化の影響も大きいため、このまま小学校4校を維持することは難しくなるのではという見方が多い。
 - 御浜町として可能な具体的な案を示してほしい。その具体案がなければ見通しが持てないため議論にならないとの意見も。

◎「基本的な方向性（案）」の検討・協議（第1段階）

- ＝保護者の意向を踏まえつつ、意見聴取から「基本的な方向性」の検討へ＝
- ・これまでの保護者アンケートや保護者説明会で多くの保護者が求めている方向性や要望をベースとしながら、「基本的な方向性（案）」の提案につなげていくこととした。そこで、まずポイントを絞り、「統合」・「校区の自由化、学校選択」・「スクールバス」・「新校舎建設」について大きな方向性を示すこととした。
 - ・また、保護者にこれらの方向性に対する理解を十分に深めていただくためには、丁寧に意見を聴き取るという姿勢を示すことは大切であると考え、改めて保護者にアンケート形式でこれらの「基本的な方向性（案）」に対する意向を伺い、そのアンケート結果も参考にしながら、正式に「基本的な方向性」として取りまとめていく方法をとることとした。

《令和5年6月》

◎関係者や関係機関への積極的な情報公開など

- ＝保護者だけでなく、広く町民に対して理解と協力を得るために＝
- ・議会全員協議会（5/29）、区長・自治会長会議（6/29）等での経過報告・
 - *「基本的な方向性（案）」の検討に係る経過報告や保護者説明会での保護者意見等を説明・報告した。
 - *適正化・適正配置に向けた取組の進捗状況については、今後も広く町民に対して理解と協力を得るために、議会全員協議会や区長会・自治会長会等の場で説明や報告の機会を積極的に持ち、適切な情報公開に努めることとした。
 - *また、同時にこれらの会議などの機会を利用して、関係者や関係団体からの意見などを積極的に伺い、今後の取組の参考とさせていただくこととした。

《令和5年7月》

◎「基本的な方向性」等の町民への公表に向けた取組

- ＝令和5年度御浜町総合教育会議での協議を中心とした取組として＝
- ・これまでは教育委員会事務局が中心となって保護者の意見や意向を取りまとめるなどその役割を果たしてきたが、保護者だけでなく、広く町民に「基本的な方向性」やその具体化案等に対する理解と協力を求めていくためには、町長の方針や町の施策として公表していく必要がある。そこで、これ以降に町長及び町長部局から提案される「基本的な方向性」やその具体化策については、町長

が招集する総合教育会議を中心に検討・協議することとし、承認を受けた具体化案等は、広報みはまや町 HP 等にて広く町民に公表するとともに、報道機関にも積極的に情報提供していくこととした。

- そこで、まず令和5年7月27日開催の令和5年度第1回御浜町総合教育会議において、「基本的な方向性（案）」の検討に係る保護者アンケート調査集計結果を踏まえたうえで、「基本的な方向性」を定めることについて承認を受けた。

※「基本的な方向性（案）」の検討に係る保護者アンケート集計は【資料3】参照

《 令和5年12月 》

◎「基本的な方向性（案）」の承認・公表（第2段階）

＝今後の適正化に向けた基本的な方針となる「基本的な方向性」の公表へ＝

- 「基本的な方向性（案）」の検討に係る保護者アンケート（【資料3】）では、その提案内容に多くの賛成が得られたこともあり、保護者アンケートでの提案内容を整理する形で検討をすすめ、「基本的な方向性（案）」の成案を次のように取りまとめた。

(1) 今後も児童生徒数が減少していくという状況を踏まえ、子ども一人ひとりの個性やニーズに応じて学校を選択できるよう、町内の校区を自由化し、小学校・中学校ともに、それぞれ規模の大きな学校と小さな学校の2校ずつに統合する。

(2) 統合する場合、通学距離が長くなるので、通学用のスクールバスを運行する。また、スクールバスを運行する場合は、できるだけ保護者に経済的負担をかけないように配慮する。

(3) 町内小中学校の防災上の課題や、校舎老朽化の課題を解消するためにも、近い将来、新校舎の建設に取り組む。

- この「基本的な方向性（案）」については、令和5年12月4日開催の第2回御浜町総合教育会議において協議をすすめ、改めて正式な「基本的な方向性」とする承認を受けた。

- 同時に、この「基本的な方向性」をより具体化し、適正化計画の素案へとつなげるため、上記の(1)～(3)それぞれの「具体化案」の検討に入ること、また防災面での課題を少しでも早く解消するために、総合計画で示した目標年度（令和7年度）を1年前倒しすることについても承認を受けた。

《令和6年1月》

◎保護者・町民への「基本的な方向性」の公表

- ・今後の学校規模適正化の方針となる「基本的な方向性」を、保護者宛文書や広報みはま、町HP等で広く保護者や町民に公表した。
- ・あわせて、「基本的な方向性（１）～（３）」の具体化案の検討・協議に取り組むことも公表した。

《令和6年2月》

◎基本的な方向性の具体化案の検討から適正化計画の策定（令和6年度末）へ

- ・これまでの経過を踏まえ、令和6年2月13日開催の令和5年度第3回御浜町総合教育会議において、次のように今後の適正化計画策定に向けた取組のスケジュールについて提案し、承認を受けた。

1. 具体化案の検討～保護者・町民への提案 …3回の総合教育会議にて

- ・次の順【注】で、基本的な方向性（１）～（３）の具体化案の検討に取り組む。

（１）「小中ともに大規模と小規模の2校に統合」

（３）「早期の新校舎の建設」及び「一時移転または継続使用」

（２）「スクールバスの運行と保護者負担」

【注】（１）・（２）・（３）の関連性を考慮した時、この順で進めた方がより具体的な検討を進めることができると判断したため

- ・令和5年度末から令和6年度上半期にかけて（2月・5月・8月頃を目途）に、総合教育会議を3回開催し、その具体化案（適正化計画の素案につながる）について、上記の1項目ずつ協議し、承認後に保護者・町民に提案する。

2. 3つの具体化案への意向調査（アンケート調査）の実施（保護者・町民対象）

- ・基本的な方向性（１）～（３）の具体化案に対して、保護者・町民に意見を求める。（3回のWebアンケート調査を実施…3月・6月・9月頃を予定）

3. 適正化計画素案の承認～保護者・町民への公表 …5回目の総合教育会議にて

- ・これまでの3回の提案による保護者や町民の意見も踏まえ、適正化計画の素案を作成し、令和6年11月頃に開催する通算5回目の令和6年度第4回総合教育会議に

て承認を受ける。(10月にはスクールバス運行等に係る基本的な方向性(3)の具体化案の承認を受けるための通算4回目となる第3回総合教育会議を书面開催)

* 地域宛(広報みはま、町ホームページ)・保護者宛文書にて周知、パブリックコメントによる意見募集

* 児童生徒にも意見を表明する機会を設定(小5～中3・Webアンケート)

4. 適正化計画の策定～後期基本計画へ … 6回目の総合教育会議にて

・パブリックコメント等の結果も参考にしながら、各課との調整も進め、第6次御浜町総合計画の後期基本計画につながる適正化計画の作成に向けて検討を進め、令和6年度末に通算6回目となる令和6年度第5回総合教育会議で承認を受ける。

* 広報みはま、町ホームページにて保護者・町民に公表

◎「基本的な方向性(1)＝小中ともに大規模と小規模の2校に統合＝」の具体化案の提案 【1回目の総合教育会議】

・続いて、同総合教育会議において、次のように基本的な方向性(1)の具体化案が提案され、保護者・町民にアンケート調査を行うことが承認された。

1. 規模の大きな小・中学校について

御浜小・阿田和小・神志山小の3校、阿田和中・御浜中の2校をそれぞれ統合する形で規模の大きな小学校・中学校を設置する方向で検討

2. 規模の小さな小・中学校について

既存の尾呂志学園小・中(小中併設校)を継続使用する方向で検討

※保護者・町民へのアンケート調査(集計結果)は【資料4】参照

《令和6年5月》

◎「基本的な方向性(1)」の具体化案の承認

・令和6年5月22日開催の令和6年度第1回御浜町総合教育会議において、前回提案した基本的な方向性(1)の具体化案について、保護者・町民のアンケート調査の集計結果(【資料4】)も参考にしながら協議され、適正化計画の中に具体的な計画として取り入れることが承認された。

◎「基本的な方向性（３）＝早期の新校舎の建設・一時移転または継続使用＝」の
具体化案の提案 【2回目の総合教育会議】

- ・続いて、同総合教育会議において、次のように基本的な方向性（３）の具体化案が提案され、保護者・町民にアンケート調査を行うことが承認された。

1. 早期の新校舎建設について～統合のタイミング～

先に一時移転及び統合してから新校舎建設を進めるのではなく、できるだけ早急に新校舎を建設してから統合する方法を選択する方向で検討

※早期建設のためにも、適正化計画策定を１年前倒し令和６年度中とする

2. 新校舎での教育のあり方について

新しく建設する規模の大きい小学校・中学校は、小中一貫教育を推進して学校の魅力を向上させる方向で検討

* 小中一貫教育を推進するために・・・

【付帯意見①】 小学校と中学校を併設して建設することを検討する必要がある

【付帯意見②】 広い用地の確保、防災面から高台にある土地、交通事情の良さ、用地取得が比較的容易、通学距離が極端に長くない（地域バランスの取れた）位置などの条件を満たす用地を新校舎の建設場所として選定する必要がある

※保護者・町民へのアンケート調査（集計結果）は【資料５】参照

《令和６年８月》

◎「基本的な方向性（３）」の具体化案の承認

- ・令和６年８月２０日開催の令和６年度第２回御浜町総合教育会議において、前回提案した基本的な方向性（３）の具体化案について、保護者・町民のアンケート調査の結果（【資料５】）も参考にしながら協議がなされ、適正化計画の中に具体的な計画として取り入れることが承認された。

◎「基本的な方向性（２）＝早期の新校舎の建設・一時移転または継続使用＝」の
具体化案の提案 【3回目の総合教育会議】

- ・続いて、同総合教育会議において、次のように基本的な方向性（２）の具体化案が提案され、保護者・町民にアンケート調査を行うことが承認された。

1. 新校舎への通学について

- * 小学生：徒歩通学を基本とし、通学距離がおおむね4 km以上の児童はスクールバス通学の対象とする方向で検討
 - … 今後も通学距離をより短縮できるよう検討
- * 中学生：自転車通学を基本とし、通学距離がおおむね6 km以上程度の生徒はスクールバス通学を選択できる方向で検討
- * スクールバスでの通学時間は60分以内とする方向で検討
 - … 今後も通学時間をより短縮できるよう運行方法を検討
- * 乗降場所は児童生徒の安全が確保できる場所とする方向で検討

2. 尾呂志学園への現在の町内校区外からの通学

- * 小学生・中学生ともにスクールバス通学の対象とする方向で検討

3. スクールバス運行に係る費用

- * 原則として、保護者負担なしとする方向で検討

※保護者・町民へのアンケート調査（集約結果）は【資料6】参照

《令和6年10月》

◎「基本的な方向性（2）」の具体化案の承認 【4回目の総合教育会議：書面開催】

- ・前回の総合教育会議にて提案した基本的な方向性（2）の具体化案については、保護者・町民のアンケート調査の結果（【資料6】）を参考にしながら、令和6年10月に書面開催した令和6年度第3回総合教育会議において、書面決議がなされ、適正化計画の中に具体的な計画として取り入れることが承認された。
- ・また、同時に「御浜町学校規模適正化計画（仮称）」の名称を正式に「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」とすることも承認された。

《令和6年11月》

◎「御浜町立小・中学校適正配置基本計画（素案）」の提案

【5回目の総合教育会議】

- ・令和6年11月22日開催の令和6年度第4回総合教育会議において、これまでに承認を受けた具体化案を3本の柱として、適正化計画の素案が取りまとめられ、保護者・町民に対してパブリックコメントによる意見募集を実施することが承認された。

*あわせて、こども基本法（令和 5 年 4 月施行）の趣旨を踏まえて、町内の小学 5 年生から中学 3 年生の児童・生徒に意見を表明する機会（一人一台端末を利用したアンケート形式）を持つことも承認を受けた。

《 令和 7 年 2 月 》

- ◎「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」の策定 【6回目の総合教育会議】
- ・令和 7 年 2 月 28 日開催の令和 6 年度第 5 回総合教育会議において、町長部局関係各課との調整も踏まえて、保護者・町民へのパブリックコメント（【資料 7】）、児童生徒が表明した意見等（【資料 8】）を参考にしながら検討・協議をすすめ、「御浜町小・中学校規模適正配置基本計画」が承認され、正式に策定に至った。

《 令和 7 年 3 月～ 》

- ◎「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」の公表
- ・広報みはま、町 HP、保護者宛文書等で町民・や保護者等へ広く公表した。